

新潟県知事選挙 臨時啓発事業計画

新潟県選挙管理委員会
新潟県明るい選挙推進協議会

事業項目	内 容	回数・作成数等
1 県広報による啓発	県広報「県からのお知らせ」（新潟日報掲載、民放で放映）で投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。	新潟日報 テレビ
2 放送等による啓発		
(1) テレビスポット	テレビスポット放送により、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 300本程度
(2) 有線放送等	有線放送等の設備のある市区町村に依頼し、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 市区町村選管へ依頼
(3) 店内放送	県内主要デパート等に依頼し、店内放送により投票日の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 市区町村選管へ依頼
(4) 庁内放送	県庁、県の地域機関及び市区町村庁舎の庁内放送により、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 市区町村選管へ依頼
(5) 行楽地等における 場内放送	行楽地やイベント会場の場内放送等により、投票日の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 市区町村選管へ依頼
3 紙媒体等による啓発		
(1) 投票日周知ポスターの掲示	県選管作成の投票日周知ポスターを掲示し、投票日の周知及び投票参加を呼びかける。	B 2版 8,800枚 B 3版 1,000枚 県及び市区町村庁舎、 J R等駅、スーパー等
(2) 投票日等周知用 チラシの配布	投票日等周知用チラシを全世帯に配布し、投票日、投票方法及び期日前投票制度等の周知並びに明るい選挙の推進を呼びかける。	588,000枚 (全世帯)

事業項目	内容	回数・作成数等
<p>4 屋外広告による啓発</p> <p>(1) 広告塔の設置</p> <p>(2) 懸垂幕等の掲出</p>	<p>広告塔の設置により、投票日の周知、投票参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。</p> <p>懸垂幕、横断幕の掲出により、投票日の周知、投票参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。</p>	<p>期間中 3基 県庁、上越市、佐渡市</p> <p>期間中 県庁舎、地域振興局庁舎（村上、上越、南魚沼）、佐渡市おけさ橋、県内主要ショッピングセンター等</p>
<p>5 交通広告による啓発</p> <p>(1) JR車内広告等を用いた啓発</p>	<p>県内路線のJR車内広告等を利用して、投票日の周知及び投票参加を呼びかける。</p>	<p>期間中</p>
<p>6 インターネットを用いた啓発</p> <p>(1) 特設Webサイト開設</p> <p>(2) LINE広告</p> <p>(3) Instagram広告</p>	<p>特設Webサイトを開設し、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。</p> <p>全世代で利用率の高いLINEに広告を掲出し、特設Webサイトへの誘導を図り、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。</p> <p>若年層の利用率が高いInstagramに広告を掲出し、特設Webサイトへの誘導を図り、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。</p>	<p>期間中</p> <p>期間中想定表示回数 333万回程度</p> <p>期間中想定表示数 36万回程度</p>

事業項目	内容	回数・作成数等
(4) YouTube動画広告	若者の利用率が高いYouTubeに動画広告を掲出し、特設Webサイトへの誘導を図り、投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 想定表示回数 24万回程度 想定視聴回数 10万回程度
(5) SNS運用	県選管が運営するFacebook、Xを利用して、投票日等の周知を図る。	期間中
7 その他の媒体を使用した啓発		
(1) イベント形式による啓発	県内を縦断して投票日、投票方法の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中
(2) デジタルサイネージを用いた啓発	新潟県庁や県内主要JR駅においてデジタルサイネージ広告を掲出し、投票日の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中
新規		
(3) 映画館における啓発	県内の映画館5か所でシネマアドによる動画放映を行い、投票日の周知及び投票参加を呼びかける。	期間中 上映回数 2,400回程度
(4) 啓発物の配布 (ウェットティッシュ)	投票日周知の啓発物を作成し、県及び市区町村選管等の啓発事業において使用する。	45,000個
8 視聴覚障害者に対する啓発		
(1) 視覚障害者に対する啓発	候補者の政見を点訳した冊子を購入し、配布する。	674部
・点字版お知らせの配布	候補者の政見を音訳したCD等を購入し、配布する。	344部
・音声版お知らせの配布		

事業項目	内容	回数・作成数等
<ul style="list-style-type: none"> ・点字版候補者氏名等一覧の備付け <p>(2) 聴覚障害者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政見放送手話通訳 	<p>投票所に点字による候補者氏名等一覧を備え付ける。</p> <p>聴覚障害者団体が主催する「政見放送を見る会」へ派遣する手話通訳の謝金を負担する。</p>	1,239部
<p>9 その他</p> <p>(1) 委員長談話の発表</p> <p>(2) 要望書の送付</p> <p>(3) 事業所に対する投票参加の便宜供与の依頼</p> <p>(4) 大学・専門学校に対する協力依頼</p> <p>(5) 報道機関に対する協力依頼</p> <p>(6) 市区町村選管に対する啓発依頼</p> <p>(7) 届け！未来レターの返送</p>	<p>告示日及び投票日に行う。</p> <p>候補者及び県内各政党に送付し、きれいな選挙を要請する。</p> <p>事業所に対し、投票日等を周知し、併せて従業員の投票参加の便宜供与を依頼する。</p> <p>大学・専門学校に対し、投票日等を周知し、併せて学生への積極的な周知を依頼する。</p> <p>随時協力を依頼する。</p> <p>市町村臨時啓発事業実施要領を策定し、実施を依頼する。</p> <p>高校生だった生徒が未来（19歳）の自分に対し、選挙の意義や政治の重要性に対する想いを綴った手紙（メッセージ）を、募集・保管しており、その手紙を返送する。</p>	<p>5/14、5/31</p> <p>従業員100人以上の事業所(約600事業所)</p>